平成30年度 第4回 開成町協働推進会議 次 第

【日 時】平成31年2月28日(木)9:30~ 【場 所】開成町民センター2階 中会議室B

- 1 委員長あいさつ
- 2 議題
- (1) 開成町協働推進計画(案) について

……資料1、2、3

(2) 答申について

……資料 4

3 その他

開自発第34号 平成31年2月18日

開成町協働推進会議 委員長 髙島 幸代 様

開成町長 府川 裕一

開成町協働推進計画案について(諮問)

開成町協働推進計画を改定したいので、計画案について、開成町協働推進会 議条例第2条第1項の規定に基づき、貴会議に諮問いたします。

添付資料 開成町協働推進計画案

事務担当 町民サービス部自治活動応援課 協働推進担当 市川 電話 0465(84)0315

開成町協働推進計画

2019年度~2024年度 (案)

平成31年(2019年) 1 月 開 成 町

| 目次 | | |
|------|---------------------|----|
| 第1章 | 計画改定にあたって | |
| 1 | 計画の趣旨 | 1 |
| 2 | 協働の理念 | 2 |
| 3 | 協働のまちづくりの背景 | 2 |
| 4 | 協働の担い手と役割 | 4 |
| 5 | 計画による効果 | 6 |
| 6 | 計画期間 | 7 |
| 7 | 数値目標 | 8 |
| 8 | これまでの開成町における協働の取組 | 9 |
| | | |
| 第2章 | 協働のまちづくりを推進するために | |
| 1 | 基本的な考え方 | 12 |
| | (1)目的及び目標 | |
| | (2) 協働の原則 | |
| 2 | 協働の形態 | 13 |
| 3 | 施策体系と各施策内容 | 14 |
| | (1) 協働意識の醸成 | |
| | (2) 自治会の活動支援 | |
| | (3) 町民公益活動団体等への活動支援 | |
| | (4) 町政への住民参加の促進 | |
| 第3章 | 進行管理と評価 | |
| 1 | 協働推進会議の運営 | 22 |
| 2 | 実施計画の策定 | 22 |
| 3 | 計画の進行管理 | 22 |
| 4 | 施策、事業の評価と改善 | 22 |
| 5 | 計画による協働推進の進捗評価 | 23 |
| | (1) 実施計画による評価 | |
| | (2)数値目標による評価 | |
| | (3) 目標達成による評価 | |
| | | |
| | | |
| 参考資料 | 악 | |

 $\dots 25$

.....26

.....29

.....30

1 これまでの主な協働事業

4 開成町協働推進会議

2 協働の形態

3 検討の経過

第1章

計画改定にあたって

1 計画の趣旨

(1)計画策定の経過

開成町では、平成20年(2008年)3月に、共助・協働・地域の自治活動の3つの原則を大切にしたまちづくりを推進することを特徴として、「あじさいのまち開成自治基本条例」を制定しました。「町民による自治活動を基本に、町民同士の共助を大切にした町民主体の自治を推進する」ことを基本理念とし、町民、議会、町の責務及び役割として、「お互いの自主性を尊重しながら協働して住みよい町の維持、発展に努める」こととしています。

また、第五次開成町総合計画基本構想においては、基本姿勢を政策に展開するための具体的な方向性として4つの視点を定め、その一つに「町民が主体のいきいきとしたまち」を掲げています。

このように「あじさいのまち開成自治基本条例」及び「第五次開成町総合計画」に基づき、協働によるまちづくりの促進に関する施策を総合的、計画的に取り組むとともに、町民が主役のまちづくりを今まで以上に推進し、「開成町の自治は町民のためのものである」という条例の自治の理念と町の将来都市像を確実に実現することを目的として、平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの5年間を計画期間とする開成町協働推進計画を策定しました。

(2) これまでの進捗と課題

5年間の計画期間において、町民、自治会、町民公益活動団体¹等、事業者、教育機関、町は、さまざまな取組を続けてきました。町では、町民公益活動団体への資金支援制度「町民活動応援事業」や予算編成における「協働推進特別枠」の創設などにより、町民公益活動団体の活動支援や新たな協働事業の立ち上げを実現しました。

一方、「協働事業に対する評価が町からの一方的なものとなっており、協働相手との相互評価になっていない」、「町職員、協働相手ともに協働に対する意識の醸成が不足している」、「町民公益活動団体による事業等の協働に関する情報発信が不十分であり、協働に取り組みたい、参加したいと考えている町民の発掘や団体活動のPRにつながっていない」といった課題が浮かび上がりました。

平成30年度(2018年度)をもって前計画の計画期間が終了することを受け

町民公益活動を行う団体(NPO法人、ボランティア団体等)です。

¹ 町民公益活動団体

て、これまでの進捗状況や課題を踏まえた見直しを行い、平成31年度(2019年度)から平成36年度(2024年度)までの6年間を計画期間として、本計画に改定します。

今回の改定のポイント

- 意識醸成
 - 町民及び町職員の協働に対する意識を醸成します。
- 支援の拡充 町民活動サポートセンターの設置により、町民公益活動団体の活動支援を 拡充します。
- 評価方法の見直し 協働事業に相互評価を取り入れます。また、6年間の結果について、町民 意識調査の数値を用いて把握します。

2 協働の理念

1 (1) で示したとおり、本町のまちづくりの理念は「お互いの自主性を尊重しながら協働して住みよい町の維持・発展に努める」であり、協働を重要な要素として位置付けています。協働とは、「町民、議会及び執行機関が、町の課題解決のために対等な立場で、お互いに補い合い協力すること」です。

「町民、議会及び執行機関が、町の課題解決のために対等な立場」、つまり、町民が主役となるまちづくりを進めることにより、町民の視点に立った施策が実行できます。さらに、町民自身も自分の町への愛着が形成され、「暮らしやすく、町民として誇りを持って住み続けたくなるまち」が実現します。

3 協働のまちづくりの背景

(1) 社会経済情勢の変化

全国的には人口減少や少子・高齢化が進行する中、本町においては人口の増加が続いています。しかし、平成30年(2018年)1月における高齢化率は25.7%となっており、引き続き高齢化が進むものと予測されています。

高齢者人口の増加や就労世代の減少に伴う社会保障関係費の増や税収減などにより、将来的には厳しい行政運営となることが予想されます。このような状況の中では、これまで同様の町民サービスを維持していくことは難しい状況となってしまいます。

(2) 地方分権と地方創生の推進

地方自治体の自主性の強化や自由度の拡大を図ることを目的とし、平成11年(1999年)以降これまで第8次にわたって、いわゆる地方分権一括法²が制定されました。これをうけ、これまで県が有していた権限の一部が町に移譲され、町の業務・活動領域は拡大してきました。

また、平成26年(2014年)には、いわゆる地方創生関連法³が制定され、 地方自治体には、少子高齢化等の課題の解決や地域の活力維持向上のため、 創意工夫によるまちづくりを進めることが一層求められています。

町が自主的・自立的に活動する環境が整う中、より地域の実情に即した サービスを提供していくには、政策の形成や実施等様々な段階において、 住民の意見反映や参画が必要となります。

(3) 町民ニーズの多様化・高度化

社会の成熟に伴い、個人の生活様式・価値観も多様化しています。近年、 町内でも地区ごとに異なる課題やニーズが見受けられ、対応する幅も広が っています。

例えば、かつては家庭で対応していた育児や介護が、労働環境の変化や 核家族化等により家庭での対応が難しくなった結果、新たなサービスの需 要が生まれています。

こうしたきめ細やかな町民ニーズに応えていくためには、行政だけでなく、地域の様々な主体がサービスを担っていく必要があると考えられます。

(4) 町民活動の活性化・参加意識の高まり

社会が大きく変化する中で、町民が自発的に地域の課題を解決していこうとするボランティア活動や地域活動が活性化し、その活動領域も拡大してきています。

また、団塊の世代を中心に、経験や能力を生かしながらまちづくりに参加し、自分の思いを形にしたいという意欲を持った方が多く見られるようになりました。

これまで町が担っていたサービスを、町民が主体的に担うなど、地方自治の担い手にも変化が起こっています。

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災を契機に、絆や助け合いの大切さが見直され、地域活動やボランティア活動が活発化するな

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称。

3 地方創生関連法

「まち・ひと・しごと創生法」と「地域再生法の一部を改正する法律」の二法を指す。

² 地方分権一括法

ど、地域や世代、主体を越えた地域づくりへの関心が今まで以上に高まっています。

4 協働の担い手と役割

協働によるまちづくりを効果的に進めていくためには、それぞれの協働の担い手が得意とする分野で力を発揮するとともに、役割分担を明確にして、対等な立場で「できること」や「やるべきこと」を協力して行うことが重要です。

協働の担い手には、町民、自治会、町民公益活動団体、事業者、教育機関、町があり、それぞれの協働の担い手の主な役割や現状と課題をまとめると、次のようになります。

| 主体 | 役割分担 |
|-----|---|
| 町民 | ○まちづくりの主体として、町政及び地域の自治活動に参加することが求めら |
| | れる。 |
| | ○自治会をはじめとする、町民公益活動への自主的な参画が求められる。 |
| | ○各地域における様々な課題の解決に向けて、継続的な取組の当事者としての |
| | 役割が求められる。 |
| | 現状と課題 |
| | ○まちづくりへの参加意識はあるが、具体的な行動につながりにくい。 |
| | ○それぞれの生き方を通じて地域に関わる社会をめざすため、町民に対して的 |
| | 確に情報を伝え、活動に参加するきっかけづくりや環境、仕組みを構築する |
| | 必要がある。 |
| 主体 | 役割分担 |
| 自治会 | ○行事やイベント等への参加を通じて、町民同士が親睦を深め、いざというと |
| | きに助け合えるような絆を育むことが求められる。 |
| | ○各地域には、子育て、地域福祉、防災、防犯、交通安全、環境保全等、さま |
| | ざまな分野で課題がある。課題の中には、近くに住む町民同士で力を合わせ |
| | なければ解決できないものが多く、地域で考え、話し合って、解決に向けて |
| | 活動することが求められる。 |
| | ○自治会の代表である自治会長等の役員は、町民からの多種多様な意見を取り |
| | まとめ、町に要望・提案をすることや、審議会や各種委員会の委員となって |
| | 意見を述べることが求められる。 |
| | 現状と課題 |
| | ○自治会への加入率が低下傾向にある。(平成30年度(2018年度)80.6%) |
| | ○特にアパートやマンション入居者の自治会加入率が低い。 |
| | ○町からの依頼事項が多く、自治会の負担になっている。 |
| | ○高齢化や人材の固定化等により、自治会活動に支障が出てきている。 |

| | ○アパートの入居者等の自治会未加入対策をはじめ、人材の固定化の解消、こ | | |
|------|---|--|--|
| | れまで自治会活動に参加のなかった方の参加を促すとともに、町からの依頼 東京における自治会の名相報はは、超はる水亜ばれる | | |
| | 事項における自治会の負担軽減にも努める必要がある。 | | |
| 主体 | 役割分担 | | |
| 町民公益 | ○町民サービスの担い手として、団体の特性を生かし、町では取り組みが難し | | |
| 活動団体 | い多様化した町民ニーズに対応した、幅広いサービスを担うことが求められ | | |
| | る。 | | |
| | ○団体の専門的知識やノウハウ、情報等を、町や他の団体に提供し、まちづく | | |
| | りの様々な機会において、有効に活用されることが期待される。 | | |
| | 現状と課題 | | |
| | ○それぞれの活動が町民にあまり知られていない。 | | |
| | ○活動の基盤が弱い。(財源、人材、拠点等) | | |
| | ○他団体などとの連携・協力がうまく図られていない。 | | |
| | ○町民公益活動団体は、特定のテーマを持ちながら自発的、自主的に活動して | | |
| | いることから、個別的で多様なサービスの提供や、新たな課題に対して創造 | | |
| | 的で先駆的な取組みが期待される。このため、町がそれぞれの特性を生かし、 | | |
| | 協力して取り組んでいく必要がある。 | | |
| | ○活動情報の提供が必要となる。 | | |
| 主体 | 役割分担 | | |
| | | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員 | | |
| 事業者 | | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員 | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員 として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技 | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められる。 | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められる。○企業の果たす社会的責任(CSR)として、ボランティア活動支援などの社 | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められる。○企業の果たす社会的責任(CSR)として、ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などが求められる。 | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められる。 ○企業の果たす社会的責任(CSR)として、ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などが求められる。 ○自社の強みを生かし、社会的問題の解決に向けてビジネスとして挑戦するこ | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められる。 ○企業の果たす社会的責任(CSR)として、ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などが求められる。 ○自社の強みを生かし、社会的問題の解決に向けてビジネスとして挑戦すること(CSV)が求められる。 | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められる。 ○企業の果たす社会的責任(CSR)として、ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などが求められる。 ○自社の強みを生かし、社会的問題の解決に向けてビジネスとして挑戦すること(CSV)が求められる。 現状と課題 | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められる。 ○企業の果たす社会的責任(CSR)として、ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などが求められる。 ○自社の強みを生かし、社会的問題の解決に向けてビジネスとして挑戦すること(CSV)が求められる。 現状と課題 ○事業者間で、利益にならない社会的貢献活動などへの参画意識や理解協力に | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められる。 ○企業の果たす社会的責任(CSR)として、ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などが求められる。 ○自社の強みを生かし、社会的問題の解決に向けてビジネスとして挑戦すること(CSV)が求められる。 現状と課題 ○事業者間で、利益にならない社会的貢献活動などへの参画意識や理解協力に差がある。 | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められる。 ○企業の果たす社会的責任(CSR)として、ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などが求められる。 ○自社の強みを生かし、社会的問題の解決に向けてビジネスとして挑戦すること(CSV)が求められる。 現状と課題 ○事業者間で、利益にならない社会的貢献活動などへの参画意識や理解協力に差がある。 ○個別対応が多く、他事業者などとの連携・協力がうまく図られていない。 | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められる。 ○企業の果たす社会的責任(CSR)として、ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などが求められる。 ○自社の強みを生かし、社会的問題の解決に向けてビジネスとして挑戦すること(CSV)が求められる。 型状と課題 ○事業者間で、利益にならない社会的貢献活動などへの参画意識や理解協力に差がある。 ○個別対応が多く、他事業者などとの連携・協力がうまく図られていない。 ○事業者の中には、協働に対する意識に差があることから、協働を推進してい | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められる。 ○企業の果たす社会的責任(CSR)として、ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などが求められる。 ○自社の強みを生かし、社会的問題の解決に向けてビジネスとして挑戦すること(CSV)が求められる。 ①事業者間で、利益にならない社会的貢献活動などへの参画意識や理解協力に差がある。 ○個別対応が多く、他事業者などとの連携・協力がうまく図られていない。 ○事業者の中には、協働に対する意識に差があることから、協働を推進していくためのPRをする必要がある。 | | |
| 事業者 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められる。 ○企業の果たす社会的責任(CSR)として、ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などが求められる。 ○自社の強みを生かし、社会的問題の解決に向けてビジネスとして挑戦すること(CSV)が求められる。 ①事業者間で、利益にならない社会的貢献活動などへの参画意識や理解協力に差がある。 ○個別対応が多く、他事業者などとの連携・協力がうまく図られていない。 ○事業者の中には、協働に対する意識に差があることから、協働を推進していくためのPRをする必要がある。 ○積極的に協働推進に取り組んでいる事業者との連携を図る仕組みづくりが | | |
| | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められる。 ○企業の果たす社会的責任(CSR)として、ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などが求められる。 ○自社の強みを生かし、社会的問題の解決に向けてビジネスとして挑戦すること(CSV)が求められる。 ●事業者間で、利益にならない社会的貢献活動などへの参画意識や理解協力に差がある。 ○個別対応が多く、他事業者などとの連携・協力がうまく図られていない。 ○事業者の中には、協働に対する意識に差があることから、協働を推進していくためのPRをする必要がある。 ○積極的に協働推進に取り組んでいる事業者との連携を図る仕組みづくりが必要となる。 | | |
| 主体 | ○地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められる。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められる。 ○企業の果たす社会的責任(CSR)として、ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などが求められる。 ○自社の強みを生かし、社会的問題の解決に向けてビジネスとして挑戦すること(CSV)が求められる。 ①事業者間で、利益にならない社会的貢献活動などへの参画意識や理解協力に差がある。 ○個別対応が多く、他事業者などとの連携・協力がうまく図られていない。 ○事業者の中には、協働に対する意識に差があることから、協働を推進していくためのPRをする必要がある。 ○積極的に協働推進に取り組んでいる事業者との連携を図る仕組みづくりが必要となる。 役割分担 | | |

| | ○地域社会の活性化や次世代の人材育成等の地域貢献が期待される。 | | | | |
|----|-------------------------------------|--|--|--|--|
| | 現状と課題 | | | | |
| | ○教育機関のパートナーとなる町民とのマッチングが難しくなっている。 | | | | |
| | ○教育機関と町民との連携が不足している。 | | | | |
| | ○教育機関と町民が更に連携、協力していくための体制づくりを進めていく必 | | | | |
| | 要がある。 | | | | |
| | ○教員や町民が、子どもたちと向き合う時間を増やし、さらに地域住民などの | | | | |
| | 学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図る必要がある。 | | | | |
| 主体 | 役割分担 | | | | |
| 町 | ○協働の機会を見出し、まちづくりに関する情報の積極的な提供・公開が求め | | | | |
| | られる。 | | | | |
| | ○町民公益活動団体等との協働による地域課題の解決のため、事業の推進が求 | | | | |
| | められる。 | | | | |
| | ○各種団体への活動支援として、研修などにより協働に対する意識の高揚を図 | | | | |
| | るとともに、自治会その他のコミュニティ活動を促進するために必要な支援 | | | | |
| | が求められる。 | | | | |
| | 現状と課題 | | | | |
| | ○職員の協働に対する意識が低く、町全体での取り組み体制ができていない。 | | | | |
| | ○協働を推進するための情報提供や情報発信が不足している。 | | | | |
| | ○研修などにより、職員の協働に対する意識の高揚を図るとともに、協働を意 | | | | |
| | 識した事業展開により、町民主体のまちづくりの環境を整え、町民と町等との | | | | |
| | 個々の協働の取組の基盤となる仕組みや制度を充実していくことが必要とな | | | | |
| | る。 | | | | |

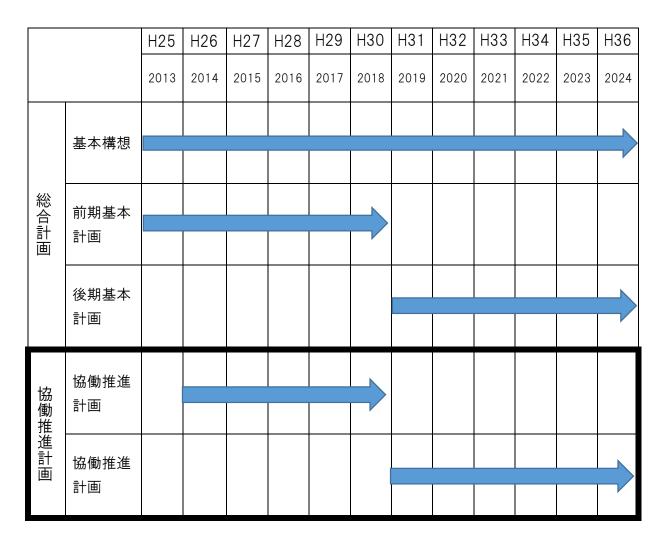
5 計画による効果

協働推進計画により得られる主な効果は、次の4つです。

- ① 協働のまちづくりを推進していくための具体的な指針を示すことで、町と町民等との連携イメージが明確となる。
- ② 事業の企画・立案段階からそれぞれが関わるきっかけができ、適切なパートナーシップが築かれる。
- ③ さまざまな主体がメリットを見出しながら協力することで、情報やノウハウの集積、人的パワー等が活用できる範囲などが拡大する。
- ④ 町民ニーズに即した企画、立案が可能になり、より大規模で幅広い事業の 展開、集客力の強化等が期待される。

6 計画期間

本計画の期間は、「第五次開成町総合計画後期基本計画」と整合を図るため、 平成31年度(2019年度)から平成36年度(2024年度)までの6年間とします。



7 数値目標

本計画の終了時、6年後のめざすべき数値目標は、平成30年(2018年)5 月に実施した町民意識調査の数値をもとに、次のとおり設定します。

開成町協働推進計画数値目標

| | 基本成果指標 | 2018 年度 | 2024 年度 |
|---|-----------------|---------|---------|
| | 左个 <u>风</u> 未怕保 | 実績値 | 目標値 |
| 1 | 開成町が「恊働のまちづくり」 | 46 20/ | G E 0/ |
| | をめざしていることを知ってい | 46. 3% | 65% |
| | る町民の割合 | | |
| 2 | 開成町は「恊働のまちづくり」 | 21 00/ | 30% |
| | が進んでいるまちだと感じる町 | 21.9% | 30% |
| | 民の割合 | | |
| 3 | 地域活動やボランティア活動に | 7.4 E0/ | 80% |
| | 参加した経験(参加する意向) | 74. 5% | 80% |
| | がある町民の割合 | | |
| 4 | 町民活動サポートセンター登録 | 生日在ナンコ | 65 団体** |
| | 団体数 | 制度なし | 09 四件~ |

※「4 町民活動サポートセンター登録団体数」の平成36年度(2024年度)目標値は、平成24年度(2012年度)~平成29年度(2017年度)の町民活動応援事業採択団体、開成町社会福祉協議会登録ボランティア団体等の数による参考値42団体を基準として設定しました。

8 これまでの開成町における協働の取組

開成町における主な協働の取組は次のとおりです。

○主な取組



●まちづくり町民集会

町の施策を町民に伝え、町政に対する理解を深めるために、町長と町民が直接対話する「まちづくり町民集会」をさまざまなテーマで年1回開催しています。



●地域リーダー育成研修会

自治会の人材育成を支援し、地域活動の活性化を促進するため、自治会の役員の方や、地域のきずなづくりを実践したい方などを対象として、地域活動への参加促進の仕組みづくりや、地域課題の発見と解決の手法を学ぶ、

「地域リーダー育成研修会」を年2回 から3回開催しています。



●町民活動応援事業

町民が自主的・自発的に企画、立案、 実施する公益的な事業に対して、町が 資金的な援助をする制度です。平成24 年度(2012年度)~平成29年度(2017年度)の6年間で、延べ50団体に対 して助成しました。

※平成29年度をもって事業終了。



●ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人と援助を したい人が会員登録を行い、会員間で 子どもの預かり等の相互援助活動を 実施しています。



●土曜学校推進事業

教育委員会が主体となって、学校での教育課程以外の時間に、子どもたちが教育活動や体験活動ができるよう、 土曜学校(あじさい塾)を実施しています。



●いきいき健康体操指導員活動

いきいき健康体操指導員を中心に、 地域でかいせいいきいき健康体操を はじめ、運動の普及活動を壮年期から 高齢者を中心に展開しています。



●交通安全運動の推進

学校、自治会、交通指導隊、町、警察など関係機関が連携、協力して1 日、15日の交通安全日及び交通安全重 点日に朝の街頭指導をしています。

また、交通指導隊、警察、学校、町 が連携し、小学校4年生に自転車運転 免許講習、夏には自転車の安全乗り方 教室を実施しています。



●かいせいクリーンデー

町民、自治会、企業等が連携し、環境美化活動を通して、環境美化意識の向上を図るため、かいせいクリーンデーを夏(7月)と春(3月)に年2回実施しています。



●あじさい剪定ボランティア

自分たちのまちに愛着を持つ町民 等のボランティアが、あじさいまつり 期間終了後、毎年7月にあじさいの花 の剪定を行っています。

第2章

協働のまちづくりを推進するために

1 基本的な考え方

(1)目的及び目標

この計画によって達成したい「まちのあるべき姿」は、次のとおりです。

目的(この計画が目指すこと)

協働によるまちづくりの促進に関する施策を総合的、計画的に取り組むとともに、町民が主役のまちづくりを今まで以上に推進し、「開成町の自治は町民のためのものである」という条例の自治の理念と町の将来都市像を確実に実現すること。



目標(何がどうなれば目的が達成できるのか)

- ○協働のまちづくりの担い手が増えること。
- ○協働が効果的に行われること。
- ○協働に対する理解が深まること。

(2) 協働の原則

協働を推進するうえで大切なことは、「協働」とはそれ自体が目的ではなく、相乗効果を得ながら社会的課題を解決するという共通の目的を達成するための方法であることを認識することです。

このため、次の原則を共有したうえで協働を進める必要があります。

①目的・目標の共有

協働事業に関わる全ての人が同じ目的を共有するとともに、協働事業の実施にいたるまでのプロセスなどが全て明らかにされた状態で取り組むことが必要です。

②対等な関係の尊重

協働においては、町民と町等がお互いをまちづくりのパートナーとして認識し、対等な関係のもとに事業に取り組む必要があります。それにより、町民に自己責任の意識が高まり、自主的・自発的な活動につながっていきます。

また、町は町民を支援する立場というよりも、町民とともに地域づくりを行っていく当事者であるという意識を持つことが大切です。

③自主的・自立性の尊重

町民と町等は、連携をとりながらも、お互いの行動が自己責任のもとに あることを認識し、それぞれの特性をいかして取り組みます。一方に依存 するのではなく、お互いに自立した関係を保つことが重要です。

④相互理解の促進

協働を行うときには、話し合いの場をつくり、それぞれが立場や考え方の違いを認識し、お互いを理解し合い、自主性を尊重したうえで、知恵と力を集結し、相乗効果の創出に努めることが必要です。

⑤情報の公開・共有

事業を円滑に実施するために、お互いが持っている情報などを共有する 必要があります。

また、積極的な情報公開で説明責任を果たすことによって、町民や町等の活動に対する町民の理解が深まります。

2 協働の形態

協働事業には、様々な形態があり、それぞれの事業の目的、内容や協働相手 等に応じて、適切な形態を検討する必要があります。

本町で実際に行われている主な協働形態は、次のとおりです。

その他の協働形態については、参考資料 (本紙 $P26 \sim P28$) に掲載しています。

○補助

公益上必要であると認められる場合に、町が町民公益活動団体等に財政的 支援を行います。

例)子ども・子育て支援活動助成事業

○協力

企業等と町が、互いに目標や役割分担などを取り決め、協力して事業を実施します。

例)災害時応援(避難ビル)協定

○実行委員会

町民公益活動団体や町等、その事業実施の責任を担うものが新たな主催団体を組織し、事業の企画・立案・運営等を行います。

例) あじさいまつり実行委員会、阿波おどり実行委員会、 ひなまつり実行委員会

3 施策体系と各施策内容

本町における協働の取り組みや、現状と課題を踏まえ、目標を達成し、協働のまちづくりを町民と一緒に進めていくために、町が取り組むべき施策の方向性を示し、さらなる協働推進の強化を図ります。

施策体系については、推進方針、基本方策、具体的施策の3段階に分け、次の表に示した通りです。また、推進方針別の各施策についての詳しい内容については、後述の通りです。

| 《施策体系》 | | |
|------------|-------------|--------------------|
| 推進方針 | 基本施策 | 具体的施策 |
| 1 協働意識の醸成 | 町民の意識啓発 | ・各種啓発イベント等の開催 |
| | 職員の意識改革 | ・職員研修の実施 |
| | | ・協働に関する情報の共有 |
| | | ・意見交換の実施 |
| | | |
| 2 自治会の活動支援 | 自治会の組織力強化 | ・自治会活動のPR |
| | | ・広報活動の強化 |
| | 自治会向け研修の実施 | ・地域リーダー育成研修会等の実施 |
| | | |
| 3 町民公益活動団体 | 情報発信・PR支援 | ・各種啓発イベント等の開催 |
| 等の活動支援 | | ・情報発信の支援 |
| | マッチング支援 | ・多様な主体間の交流の場の提供 |
| | 活動のステップアップ支 | ・効果的支援講座の開催 |
| | 援 | ・助成制度や講座に関する情報の提供 |
| | | ・協働事業の実践事例の共有 |
| | 協働事業の提案 | ・積極的な協働事業提案のしくみづくり |
| | 町民活動サポートセンタ | ・各種啓発イベント等の開催 |
| | ーの設置・運営 | ・情報発信の支援 |
| | | ・助成制度や講座に関する情報の提供 |
| | | ・活動場所、設備の提供 |
| | | ・情報交換会等の開催 |
| | | ・相談、イベント等講座の充実 |
| | | |

4 町政への住民参加の促進

広報広聴活動の充実

計画づくりと進行管理へ の参画

- ・様々な広報媒体の活用
- ・意識調査、まちづくり町民集会等の実施
- ・計画策定過程への町民参画の促進
- ・計画進行管理への町民参画の促進

(1)協働意識の醸成

町民の協働に対する意識が深まるよう、広報活動や啓発活動に努めます。 また、町職員が協働について正しく理解し、協働のまちづくりに向けて取り 組めるよう、研修を実施します。

| 基本施策 | 具体的施策内容 |
|---------|--|
| 町民の意識啓発 | 各種啓発イベント等の開催 |
| 門以り息戦合光 | 台俚否光1ペンド寺の開催 ○町民の地域活動への参加のきっかけづくりや、団体の活動を広く知 |
| | つてもらうための事業を実施します。 |
| | |
| | ○年齢や性別にかかわりなく、すべての方が地域の中でまちづくりの |
| | ために意見を出し合い尊重し合えるように啓発します。 |
| | ○将来の協働の担い手となる若い世代向けの啓発事業を検討し実施し |
| | ます。 |
| | ○協働推進計画の周知を通じ、町民の協働に対する理解の促進に努め |
| | ます。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | - 協働周知イベントの開催(2020 年度~) |
| | - 協働ガイドブック(仮)の作成(2019 年度) |
| 職員の意識改革 | 職員研修の実施 |
| | ○現状では所属や所管により差がある職員の協働に関する理解を深め |
| | るための研修を実施します。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | ・職員向け協働研修(継続) |
| | 協働に関する情報の共有 |
| | ○庁内ネットワークシステム上に、協働に関する情報を掲載し、所属 |
| | 課以外が実施する協働事業について知る機会を設けます。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | ・庁内ネットワーク上に協働事業等に関する情報を掲載 |
| | (2019 年度~) |
| | 意見交換の実施 |
| | ○協働推進担当課と協働事業実施担当課の職員間で、定期的な意見交 |
| | 換の場を設けます。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | ・定期的な意見交換会の実施 |
| | (2019 年度~) |

(2)自治会の活動支援

地域にふさわしい多様な公共的サービスが提供されるよう、地域活動の主となる自治会活動を支援します。

| 基本施策 | 具体的施策内容 |
|---------|---------------------------------|
| 自治会の組織力 | 自治会活動のPR |
| 強化 | ○地域への関心を高め、町民相互の連帯感を醸成するため、自治会に |
| | よる地域活動の基盤となるコミュニティ活動を支えます。 |
| | ○各自治会の情報や抱える課題を共有して解決に導く検討を進めると |
| | ともに、町民の自治会への加入促進に努めます。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | ・自治会加入促進チラシの作成(継続) |
| | 広報活動の強化 |
| | ○自治会の重要性について、広報紙やホームページなどにより周知を |
| | 図り、町民の意識高揚に努めます。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | ・広報等への啓発記事の掲載(継続) |
| 自治会向け研修 | 地域リーダー育成研修会等の実施 |
| の実施 | ○自治会活動を推進するため、自治会活動等に見識の深い講師を招い |
| | て地域リーダー育成研修会を実施します。また、防災に特化した地 |
| | 域防災リーダー養成講座を実施し、地域防災の要となる人材を養成 |
| | します。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | ・地域リーダー育成研修会(継続) |

(3)町民公益活動団体等の活動支援

ボランティアや NPO 法人などの町民公益活動団体がその特性を活かし、自主的な取り組みを円滑かつ活発に行えるよう、メンバーの資質向上のための講座の開催やリーダーとなる人材の育成など活動基盤の強化を支援します。

また、活動拠点及び活動支援の拠点となる町民活動サポートセンターを町民 センター内に設置します。(設置予定は、平成32年(2020年)10月)

| 基本施策 | 具体的施策内容 |
|---------|-----------------------------------|
| 情報発信・PR | 各種啓発イベント等の開催 |
| 支援 | ○団体の活動を広く知ってもらうための各種啓発イベントなどの開催 |
| | を通じ、団体の会員増加につながるよう支援します。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | -協働周知イベントの開催(2020年度~)【再掲】 |
| | 情報発信の支援 |
| | ○団体が開催するイベント情報や会員募集案内などを平成 32 年度 |
| | (2020 年度)から供用を開始する役場庁舎に設けられる協働コーナ |
| | 一、「広報かいせい」及び町ホームページに掲載します。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | -情報提供コーナーの設置(2020 年度~) |
| マッチング支援 | 多様な主体間の交流の場の提供 |
| | ○各種啓発イベントなどの開催を通じて、新たに町民公益活動に参加 |
| | したい人と会員を募集したい町民公益活動団体とのマッチングや団 |
| | 体間の交流を支援します。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | ・活動団体交流会の開催(2019 年度~) |
| 活動のステップ | 効果的支援講座の開催 |
| アップ支援 | ○町民公益活動に参加している町民や活動団体を対象に、円滑な活動 |
| | やメンバーの資質向上のための講座を開催します。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | ・活動団体とのワークショップの開催(継続) |
| | 助成制度や講座に関する情報の提供 |
| | ○町民公益活動の促進を図るため、町だけでなく県等の補助金や講座 |
| | に関する情報について、町民公益活動団体へ情報提供します。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | - 情報提供コーナーの設置(2020 年度~)【再掲】 |
| | 協働事業の実践事例の共有 |
| | ○協働事業の実践事例をわかりやすく取りまとめ情報共有を図りま |
| | す。 |

≪主な取組≫

-協働ガイドブック(仮)の作成(2019年度)【再掲】

協働事業の提案

積極的な協働事業提案のしくみづくり

- ○町から各種団体に対して、それぞれの特性を生かした連携や協働事業の提案を積極的に行います。
- ○町民が町との協働事業を提案できる制度の導入について検討します。

≪主な取組≫

-協働事業提案制度の創設検討(2019年度~)

町民活動サポー トセンターの設 置・運営

各種啓発イベント等の開催

○団体の活動を広く知ってもらうための各種啓発イベントなどの開催 を通じ、団体の会員増加につながるよう支援します。

≪主な取組≫

-協働周知イベントの開催(2020年度~)【再掲】

情報発信の支援

○町民活動サポートセンターのホームページを新規作成し、団体が開催するイベント情報や会員募集案内などを掲載します。

≪主な取組≫

•町民活動サポートセンターホームページの作成

(2021年度~)

助成制度や講座に関する情報の提供

○町民活動サポートセンター内に、補助金や講座に関する情報を掲示するコーナーを設置します。また、希望団体に対して同内容をメールにより情報提供します。

≪主な取組≫

-情報提供コーナーの設置(2020年度~)【再掲】

活動場所、設備の提供

○町民公益活動団体が無料もしくは安価で利用できる活動場所や設備 を整え、活発に活動できるようにします。

≪主な取組≫

・町民活動サポートセンター内における活動場所及び設備の提供 (2020年度~)

情報交換会等の開催

○町民活動サポートセンター登録団体による活動報告会及び情報交換 会を開催し、活動団体間の交流、連携を促進します。

≪主な取組≫

活動団体交流会の開催(2019年度~)【再掲】

相談、イベント等講座の充実

- ○各種団体からの協働に関する相談に応じるコーディネーターを育成 するために、各種講座を開催します。
- ○新たに町民活動を始めたい人を対象としたコーディネーターによる 相談会や各種講座を開催します。

≪主な取組≫

・協働に関する相談会の開催(2020年度~)

町民活動サポートセンターとは

町内を中心に活動している町民公益活動団体が会議や作業をするための場所を提供したり、広報活動などを支援したりすることによって、町民活動を応援するための施設です。

主な役割は、次の5つです。

①情報発信の場

○ボランティア、NPO法人などの町民公益活動団体に対する理解と参加機会 の拡充を図るため、団体に関する情報発信に努めます。

②情報収集の場

○町民公益活動の促進を図るため、町だけでなく県等の補助金や講座に関する 情報、各町民公益活動団体の取り組みについての情報を広く収集できるよう にします。

③活動の場

○町民公益活動団体が無料もしくは安価で利用できる活動場所や設備を整え、 活発に活動できるようにします。

④交流の場

○町民活動サポートセンター登録団体による活動報告会及び情報交換会を開催 し、活動団体間の交流、連携を促進します。

⑤参加の場

○新たに町民公益活動に参加したい人のために、イベントやコーディネーター による相談窓口、講座などを充実させて、参加機会を促進します。

(4)町政への住民参加の促進

まちづくりへの関心と参加意識の醸成を図るため、様々な広報媒体を活用して町政に関する情報を積極的に発信します。さらに、町政に対する評価とニーズを的確に把握するための広聴活動の充実を図ります。

また、町民の各種計画づくりへの参画を積極的に推進することにより、意見を幅広く計画に反映する仕組みを構築するとともに、計画の進行管理における町民参画の仕組みを整備します。

| 基本施策 | 具体的施策内容 |
|---------|----------------------------------|
| 広報広聴活動の | 様々な広報媒体の活用 |
| 充実 | ○町政に関する情報、町民生活や町民公益活動に関する情報を広報紙、 |
| | 町ホームページ等の多様な媒体を利用し、広く提供します。 |
| | ○町FacebookやインスタグラムなどのSNS(ソーシャル・ |
| | ネットワーキング・サービス)により、効果的に受発信できるよう |
| | 充実に努めます。 |
| | ○町政に関する情報の積極的な提供により、町政への関心と参加意識 |
| | の醸成を図ります。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | ・町ホームページ等を活用した情報発信(継続) |
| | 意識調査、まちづくり町民集会等の実施 |
| | ○町政に対する評価やニーズを的確に把握するため、町民意識調査、 |
| | まちづくり町民集会等を定期的に実施します。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | ・まちづくり町民集会の実施(継続) |
| 計画づくりと進 | 計画策定過程への町民参画の促進 |
| 行管理への参画 | ○町政運営に関する各種計画づくりへの町民の参画を積極的に促進し |
| | ます。 |
| | ○パブリックコメントの活用により、幅広く意見を聴取し計画に反映 |
| | します。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | ・パブリックコメントの実施(継続) |
| | 計画進行管理への町民参画の促進 |
| | ○計画の進捗状況を把握できるようにし、町民の目線で計画の進行管 |
| | 理ができる仕組みを構築します。 |
| | ≪主な取組≫ |
| | ・協働事業終了後の振り返り(2019年度~) |

第3章

進行管理と評価

1 協働推進会議の運営

本計画や、協働によるまちづくりを推進するための町の取り組みについて、 評価や検討を行うとともに、必要に応じて見直しを行うための、学識経験者 や各種町民公益活動団体、公募町民等による「協働推進会議」を運営します。

2 実施計画の策定

本計画に記載された施策の実現のため、実施計画を策定します。実施計画は、個別事業を単位として進行管理します。進行管理にあたって作成するシートに取り上げる事業は、開成町総合計画に記載されている事業を主とした町が実施する事業のうち特徴的なものです。

例)

- ・まちづくり町民集会
- 職員研修
- あじさい剪定ボランティア
- ・子ども・子育て支援活動助成事業

3 計画の進行管理

実施計画進行管理シートを活用し、年度ごとに進捗状況を把握します。年度当初に、事業計画について町と協働相手の役割分担等の協働の視点から検討を行います。また、事業ごとに第2章の3の「施策体系」の中で示した基本施策とそれに係る具体的施策を設定します。事業終了後(継続して実施する事業については、おおむね年1回)、評価を行うものです。

4 施策、事業の評価と改善

協働により実施している事業について、事業終了後(継続して実施する事業については、おおむね年1回)、実施する主体同士が相互評価を行い、協働の目的や協働により得られた効果等について、共通の視点から振り返る場を設けます。これにより、評価が一方的になるのを防ぎ、各事業が着実にまた継続的に実施されるようPDCAサイクルによる改善を促します。

また、その評価結果を町ホームページ等で公表し、町の協働の取組についての情報を広く発信します。

○事業終了後の評価項目例

- ・町と協働相手の役割分担は適切だったか。
- ・町と協働相手の双方が、自身の役割をよく理解していたか。
- ・町から協働相手の自主性を育むような働きかけができていたか。
- ・第2章の3の「施策体系」の中で示した具体的施策を効果的に事業に取り入れていたか。

(各種啓発イベントの実施等)

5 計画による協働推進の進捗評価

計画年度の終了にあたっては、次により、計画による協働推進の進捗を評価します。

(1) 実施計画による評価

実施計画に記載された事業全体について、第2章に示した具体的施策 の取り組み状況及び基本施策の達成度をはかります。評価にあたっては、 実施計画進行管理シートを活用します。

(2) 数値目標による評価

第1章の7で掲げた目標値により、計画進捗の評価を行います。指標 1から指標3までの数値の把握にあたっては、総合計画策定時に実施する「町民意識調査」内に同様の質問項目を設け、継続して達成度をはかります。

開成町協働推進計画数値目標(再掲)

| | 甘木片用杉栖 | 2018 年度 | 2024 年度 |
|---|----------------|------------|---------|
| | 基本成果指標 | 実績値 | 目標値 |
| 1 | 開成町が「恊働のまちづくり」 | 46.3% | 6 E 0/ |
| | をめざしていることを知ってい | 40.3% | 65% |
| | る町民の割合 | | |
| 2 | 開成町は「恊働のまちづくり」 | 01 00/ | 200/ |
| | が進んでいるまちだと感じる町 | 21. 9% | 30% |
| | 民の割合 | | |
| 3 | 地域活動やボランティア活動に | 7.4 50/ | 9.00/ |
| | 参加した経験(参加する意向) | 74. 5% | 80% |
| | がある町民の割合 | | |
| 4 | 町民活動サポートセンター登録 | 生[庄 / 2] | 65 団体** |
| | 団体数 | 制度なし | 09 四件~ |

※「4 町民活動サポートセンター登録団体数」の平成 36 年度 (2024 年度) 目標値は、平成 24 年度 (2012 年度) ~平成 29 年度 (2017 年度)

町民活動応援事業採択団体、開成町社会福祉協議会登録ボランティア団体等の数による参考値42団体を基準として設定しました。

(3) 目標達成による評価

第2章の1で挙げた目標を達成したかどうか、(1) 実施計画による評価及び(2) 数値目標による評価を参考に、総合的に評価します。

- ○協働のまちづくりの担い手が増えること。
- ○協働が効果的に行われること。
- ○協働に対する理解が深まること。

1 これまでの主な協働事業

開成町における主な協働事業は、次の通りです。

※主な協働の担い手: ◎=町民・自治会、○=町民公益活動団体、●=事業者、□=教育機関

| 分野 | 主な協働の | 具体的な取組 | |
|------|-------------------------|-----------------------------|--|
| | 担い手 | | |
| コミュニ | 0 | まちづくり町民集会 (2006 年度~) | |
| ティ | 0 | 地域リーダー育成研修会 (2013 年度~) | |
| | 0 | 自治会加入促進 | |
| | \circ | 町民活動応援事業(2012年度~2017年度) | |
| 教育 | 0 | 学校地域安全推進事業(1996年度~) | |
| | 0 | 人材バンク制度(1996 年度~) | |
| | | コミュニティ・スクール (2010 年度~) | |
| | | 土曜学校推進事業(2016年度~) | |
| 健康・ | 0 | いきいき健康体操指導員活動 (2006 年度~) | |
| 福祉 | 0 | 母子保健推進員活動(1994年度~) | |
| | 0 | 食生活改善推進員活動(1964年度~) | |
| | 0 | 健康普及員活動(1979年度~) | |
| | 0 | ファミリー・サポート・センター事業 (2014年度~) | |
| | 0 | 子ども・子育て支援活動助成事業 (2018年度~) | |
| | 0 | 高齢者等地域見守り(2013年度~) | |
| 防災· | • | 災害時応援協定(2012 年度~) | |
| 安全 | | 防災訓練(1980 年度~) | |
| | 0 | 防災講座 (2011 年度~) | |
| | 0 | 地域防災リーダー養成講座(2017 年度~) | |
| | $\bigcirc lacktriangle$ | 開成町消防組織強化推進連絡協議会(2017年度~) | |
| | 0 | 災害時要援護者登録制度(2006 年度~) | |
| | 0 | かいせい防犯まちづくり事業 (2006年度~) | |
| | 0 | 感震ブレーカー設置推進事業(2017年度~) | |
| 環境 | | かいせいクリーンデー(1991 年度~) | |
| | 0 | ホタルの里づくり推進事業 | |
| 街づくり | | 公園ボランティア (2012 年度~) | |
| | | 道路緑地のボランティア(2017 年度~) | |
| 産業・ | $\bigcirc\bigcirc$ | あじさい剪定ボランティア (1996年度~) | |
| 文化 | $\bigcirc\bigcirc$ | あじさい里親制度 (2008 年度~) | |
| | $\bigcirc\bigcirc$ | 開成町あじさいまつり・阿波おどり(1988年度~) | |
| | $\bigcirc\bigcirc$ | 瀬戸屋敷ひなまつり (2008 年度~) | |
| 町政 | | あじさいのまち開成自治基本条例施行(2008年度) | |

| _ | 開成町協働推進計画策定(2013年度) |
|---|------------------------------|
| 0 | SNSによる情報発信 (2013 年度~) |
| 0 | かいせい男女共同参画推進ボランティア(2002 年度~) |
| _ | 協働意識向上のための職員研修(2005 年度~) |

2 協働の形態

| 協働の形態 | 内 容 | 効 果 | 留 意 点 |
|------------------------|-----------|-------------|--------------|
| | 特性を生かして | 町民公益活動団体等 | 対等なパートナーシッ |
| | より効果的に事業 | の有する専門性、先駆 | プで事業を行います。 |
| | を実施するため、町 | 性、柔軟性等の特性が | また、必要に応じて協定 |
| 委託 | 民公益活動団体等 | 発揮され、より創造的、 | 書などを締結する必要が |
| | に事業実施を委託 | 先駆的な取組やきめ細 | あります。 |
| | します。 | やかで多様なサービス | |
| | | が提供できます。 | |
| | 公益上必要であ | 町が取り組みにくい | 事業完了後は、対象事業 |
| | ると認められる場 | 事業を支援すること | の評価を行い、公益性や事 |
| 1441 | 合に、町が町民公益 | で、事業効果が高まり、 | 業の費用対効果等を確認 |
| 補助 | 活動団体等に財政 | 多様なサービスが期待 | します。必要に応じて協定 |
| | 的支援をします。 | できます。 | 書などを締結する必要が |
| | | | あります。 |
| | 地域集会施設や | 地域の実情にあった | 公募基準を設け、適切な |
| | 公園施設等の設置 | きめ細かい管理・運営 | 団体を選定し、協定書によ |
| | 目的を効果的に達 | が可能になります。ま | り、相互の責任の範囲を確 |
| +10 <i>1</i> −5 65 7 m | 成するために、自治 | た、企業等が持つノウ | 認する必要があります。 |
| 指定管理 | 会や企業を指定管 | ハウを生かすことで、 | |
| | 理者として施設の | 施設がより活発に利用 | |
| | 管理・運営をしま | されます。 | |
| | す。 | | |
| 支援 | 公益性の高い活 | 町の手の届かない分 | 町からの押しつけにな |
| | 動を行う町民公益 | 野に対して、町民公益 | らないよう配慮が必要で |
| | 活動団体等に対し、 | 活動団体などが労力を | す。 |
| | 活動に必要な場 | 提供することにより、 | |
| | 所・物品・用具等を | 迅速できめ細かなサー | |
| | 提供します。 | ビスの提供が可能とな | |
| | | ります。 | |
| | | | |

| | T | | 1 |
|----------|--|--|---|
| 実行 委員会等 | 町民公益活動団 体や町等、その事業 実施の責任を担う ものが新たな主催 団体を組織し、事業 の企画・立案・運営 等をします。 | 企画段階からの協働 が可能であり、相互理解や信頼関係が深た情頼関係が開発推進体制が構築されます。 は、町民公益活動では、町民公発想といる。 また、町民公発想といるでは、広がはいいでは、はいいには、はいには、はいいにはいいに | 集団的な意思決定の中で、責任の所在が曖昧になりやすいので、十分に協議し、役割分担や経費負担等を明確にする必要があります。 |
| 共催 | 町民公益活動団 体等と町がともに 主催者となって事 業をします。 | 企画段階からの協働 が可能となり、相互理 解が深まり、信頼関係 が醸成されます。 | お互いが対等な立場で 役割分担を行い、協定書な どで相互の責任の範囲や 経費分担を明確にする必 要があります。 |
| 協力 | 企業等と町が、互 いに目標や役割分 担などを取り決め、 協力して事業を実 施します。 | 町民公益活動団体等 と町のお互いの特性が 生かされ、より効果の 高い事業を行うことが 可能となります。 また、継続的な協力 関係が構築できます。 | 十分協議を行ったうえで、目的、役割・責任分担、 経費負担、有効期間等について、協定書などを締結する必要があります。 |
| 後援 | 町民公益活動団 体等が行う事業に 対して、町が名義後 援など、財政的支援 以外の支援をしま す。 | 的信用や認知度が高ま | 事業の公益性、社会的有用性に基づき後援することとし、あらかじめ承認・ 不承認の基準を定める必要があります。 |
| 政策提言企画立案 | 町民公益活動団 体等と町が、政策立 案や事業企画を行 うにあたって、お互 いの提言や意見等 を取り入れます。 | 体験に基づく地域の 課題や、町民のニーズ を的確に把握でき、創 造的で先駆的な施策形 成につなげることが可 能となります。 | 提言・提案等については 真摯に受け止め、その内容 について十分に協議・検討 する必要があります。 |

| | 町民公益活動団 | 町では把握できない | 情報の取扱いに注意す |
|------------|-----------|------------|--------------|
| | 体等と町が、それぞ | 地域の実状や課題を把 | るとともに、一方的な情報 |
| | れ持っている情報 | 握することが可能にな | 提供、情報収集にならない |
| | の公開や提供、意見 | るとともに、町民公益 | ように努める必要があり |
| 情報提供 | 交換等を通じて、情 | 活動団体等の活動の幅 | ます。 |
| 情報交換 | 報を共有します。 | が広がります。 | |
| 11,110,000 | また、町民公益活 | | |
| | 動団体同士等の情 | | |
| | 報交換を町が支援 | | |
| | します。 | | |
| | | | |
| | 公共の場所を養 | 活動が地域に浸透す | アダプトプログラムを |
| | 子にみたて、町民が | ることで、町民への啓 | 継続的に進める方策につ |
| | 里親となって養子 | 発効果が生じ、例えば | いて、町は多くのメニュー |
| アダプト | の美化(清掃)など | ポイ捨てが減り、ごみ | を提示する必要がありま |
| プログラム | を行い、町がこれを | の減量化に結びつくな | す。 |
| | 支援します。 | ど、結果的に清掃業務 | |
| | | 等に係る経費の削減に | |
| | | つながります。 | |
| | | | |

3 検討の経過

| 開催日 | 会議 |
|-----------------------|------------------------|
| 平成 26 年 5 月 16 日 (金) | 「開成町協働推進計画」策定 |
| 平成 27 年 2 月 27 日 (金) | 平成 26 年度第1回開成町協働推進会議 |
| | (実施計画進行管理) |
| 平成 27 年 12 月 21 日 (月) | 平成 27 年度第1回開成町協働推進会議 |
| | (実施計画進行管理) |
| 平成28年3月28日(月) | 平成 27 年度第 2 回開成町協働推進会議 |
| | (実施計画進行管理) |
| 平成 28 年 10 月 21 日 (金) | 平成 28 年度第1回開成町協働推進会議 |
| | (実施計画進行管理) |
| 平成 29 年 11 月 7 日 (火) | 平成 29 年度第1回開成町協働推進会議 |
| | (実施計画進行管理) |
| 平成30年4月26日(木) | 平成 30 年度第1回開成町協働推進会議 |
| | (策定方針、評価) |
| 平成30年6月7日(木) | 平成30年度第2回開成町協働推進会議 |
| | (策定方針、評価) |
| 平成30年7月17日(火) | 自治会長アンケート及び町民公益活動団体ア |
| ~8月3日(金) | ンケート実施 |
| 平成30年8月28日(火) | 平成30年度第3回開成町協働推進会議(素案) |
| 平成 30 年 11 月 30 日 (金) | パブリックコメント実施 |
| ~平成31年1月11日(金) | |
| 平成 31 年 2 月 28 日 (木) | 平成30年度第4回開成町協働推進会議 |
| | (計画案、諮問答申) |
| 平成 31 年 3 月 26 日 (火) | 平成30年度第5回開成町協働推進会議 |
| | (実施計画) |
| <u> </u> | 1 |

4 開成町協働推進会議

(平成31年3月31日時点)

| 役職 | 氏名 | |
|------|----|-----------------|
| 委員長 | 髙島 | 幸代 |
| 副委員長 | 柄子 | 明 |
| 委員 | 淺田 | 京子 |
| 委員 | 露木 | 喜三男 |
| 委員 | 小田 | 猛 |
| 委員 | 澁谷 | 晴雄 |
| 事務局 | 鳥海 | 仁史(町民サービス部長) |
| | 小玉 | 直樹(自治活動応援課長) |
| | 奥原 | 啓太 (自治活動応援課副主幹) |
| | 市川 | 幸依(自治活動応援課主査) |

【各課からの主なコメントについて】

- 「策定」なのか「改定」なのか。企画・税窓
 - →平成 26 年度~平成 30 年度を計画年度とした協働推進計画の改定となります。
- 本文及び表中の「町民活動サポートセンター(仮)」から(仮)を削除した方がよい。町民活動サポートセンターという一般名詞であるため。 税窓 →削除しました。
- ◆ 法律名などに注釈を加えた方がよい。
 - →追記しました。
- P4「4 協働の担い手と役割」表中、「現状」「課題」欄の内容がいずれも「課題」となっている。また、「現状」によいことやできていることの記載がない。 税窓・教育
 - →表中「現状」「課題」欄をひとつにまとめ、「現状と課題」欄とします。本計画の構成上、課題に対する解決策(施策)を示すつくりになっているため、よいことを記載すると内容がぼやけてしまう。(例:自治会加入率約80%と高い水準となっている。⇔自治会への加入率が低下傾向にある。)
- P6表中「○教育機関を支えてくれる町民とのマッチングが難しくなっている。」とあるが、支える(支援)だけでは協働として十分ではないのでは。 教育
 - →「○教育機関のパートナーとなる町民とのマッチングが難しくなっている。」に修正しました。
- P6「5 協働による効果」について、「5 協働推進計画による効果」と した方がよい。税窓
 - \rightarrow 「5 計画による効果」に修正します。
- P13「2 協働の形態」において、掲載されていない協働形態にも触れた方がよいのではないか。 税窓
 - →町事業として代表的なものを選んで掲載しました。他のものについては、 参考資料として掲載しています。
- P22「2 実施計画の策定」内の「本計画に基づき開成町が独自に実施している事業」の表記がおかしいのではないか。 税窓
 - → 「開成町総合計画に記載されている事業を主とした町が実施する事業の うち特徴的なものです。」に表記を修正します。
- P23「5 計画の評価」項目名がふさわしくないのでは。計画自体の評価を するわけではない。 税窓
 - →項目名を「5 計画による協働推進の進捗評価」に変更します。
- P23「5 計画の評価」(2)数値目標による評価について、基本成果指標

が協働推進の結果として上昇する目標値になっていない。企画・税窓

→基本成果指標は、目標達成ができたかを判断する指標のひとつとして設定 しました。

指標については、協働推進会議で決定したものです。

- 1 開成町が「協働のまちづくり」をめざしていることを知っている町民の割合
 - ○協働に対する理解が深まること(認知度の向上)
- 2 開成町は「協働のまちづくり」が進んでいるまちだと感じる町民の割合
 - ○協働に対する理解が深まること
 - ○協働が効果的に行われること→◆協働に対する満足度の測定
- 3地域活動やボランティア活動に参加した経験(参加する意向)がある町 民の割合
 - ○協働のまちづくりの担い手が増えること
- 4町民活動サポートセンター登録団体数
 - ○協働が効果的に行われること
 - ○協働のまちづくりの担い手が増えること
- P23「5 計画の評価」(2)数値目標による評価について、目標値は実績値合わせで設定していると思うが、目標値としての根拠が必要ではないか。また、目標値がバラバラで何をしたいのかが不明瞭になっている。企画
 - →目標値は、協働推進会議内で検討したもので、実績値合わせで設定しています。第2章「3 施策体系と各施策内容」に示した施策を実施した結果として、数値をどこまで伸ばせるか検討して設定しました。
- P25「1 これまでの主な協働事業」表中に、感震ブレーカー設置推進事業 と防災行政無線移動系情報伝達訓練を追加してほしい。 防災
 - →総合計画実施計画に記載されている感震ブレーカー設置推進事業のみ追加します。

平成31年月日

開成町長 府川 裕一 様

開成町協働推進会議 委員長 髙島 幸代(サイン)

開成町協働推進計画案について(答申)

平成31年2月18日付け開自発第34号で諮問のあった開成町協働推進計画 案について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

答 申

開成町協働推進計画策定後の社会経済情勢の変化、町民ニーズ、町民活動の活性化・参加意識の高まりに的確に対応し、開成町の協働推進の方向性を示した開成町協働推進計画案について、その内容は適切なものと認めます。

なお、答申にあたり次の意見を付します。

- I 開成町協働推進計画の推進にあたっての留意事項
 - 1 あじさいのまち開成自治基本条例の基本理念である「町民同士の共助を 大切にした町民主体の自治」を推進するため、協働の仕組みづくりや協働 意識の醸成を積極的に進めることを要望します。
 - 2 町民との協働によるまちづくりを進めるためには、町職員と町民が互い の役割分担をよく理解して、共通の目標に向かって行動することが重要で す。協働に関する知識を学ぶ機会を設けるとともに、協働に関する情報を 広く発信することを要望します。
 - 3 協働推進担当課が庁内組織内の協働事業をとりまとめ、事業計画や施策 に対して協働の視点からサポートする体制の構築を要望します。また、庁 内組織間の情報共有や連携を充実させ、効果的な協働事業を実施すること を要望します。
 - 4 町民活動サポートセンターには、町民公益活動団体等の活動支援及び新たに協働に参画したい方からの相談に応じる機能を備えることを要望します。

Ⅱ 個別施策に対する意見

- 1 協働意識の醸成に関して、協働事業が一方の独りよがりにならないように、町民と町職員双方の協働意識の醸成を要望します。
- 2 自治会の活動支援に関して、加入率の低下や高齢化等の課題を抱える中で、自治会活動の担い手を確保することが重要です。地域活動の主となる自治会活動を継続していくために、加入促進の強化及び地域のリーダーとなる人材育成を要望します。
- 3 町民公益活動団体の活動支援に関して、町民活動サポートセンター設置 検討にあたり、実際の利用者となる町民公益活動団体や協働に関心を持つ

町民等の意見を取り入れることを要望します。

4 町政への住民参加の促進に関して、SNS等の様々な広報媒体を活用することで、若者から高齢者まで、幅広い世代に対して情報発信を要望します。

Ⅲ 答申にあたって

開成町では、平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までを計画年度とした「開成町協働推進計画」を策定し、これまで各種施策を推進してきました。

計画に定められた基本施策を着実に実施し、町民や自治会、町民公益活動団体等の地域の担い手と協働を進めることで、各種事業を円滑に進めてきたことを高く評価します。

しかしながら、町の視点のみで行われている事業評価や町職員や町民の協働意識の醸成不足、協働に関する情報の発信不足といった課題が浮き彫りになりました。これらの課題を解決するための具体的な施策を定め、協働のパートナーと町民主体のまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

今後、開成町協働推進計画に基づく平成31年度(2019年度)から平成36年度(2024年度)までの6年間の協働推進により、第五次開成町総合計画基本構想に定められた「町民が主体のいきいきとしたまち」の実現を期待します。